

上下水道業務委託共通仕様書（水道編）（令和6年5月版） 主な改定概要

| 改定箇所                        |                      | 概要   |
|-----------------------------|----------------------|--|
| Ⅰ 水道編<br>第1章 総則             | 第2条 用語の定義 1          | ・「測量作業」→「測量業務」へ修正  |
|                             | 第8条 調査職員             | ・「上下水道委託共通仕様書（土木共通編）第1編共通編第1章総則第1節総則第1106条」→「上下水道委託共通仕様書（土木共通編）第1編共通編第1章総則第1節総則第1105条」へ修正                          |
|                             | 第11条 担当技術者           | ・「上下水道委託共通仕様書（土木共通編）第1編共通編第1章総則第1節総則第1109条」→「上下水道委託共通仕様書（土木共通編）第1編共通編第1章総則第1節総則第1107条」へ修正                          |
|                             | 第16条 衛生上の措置          | ・「水道法（昭和32年5月法律第177号）第21条及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第16条」→「水道法（令和5年5月法律第36号）第21条及び水道法施行規則（令和5年12月厚生労働省令第164号）第16条」へ修正 |
|                             | 第35条 安全等の確保 1<br>(1) | ・「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日）」→「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課令和5年3月）」へ修正                              |
|                             | 第45条 技術基準・図書等<br>(6) | ・「熊本市上下水道局電子納品運用ガイドライン（案）」→「熊本市上下水道局電子納品運用ガイドライン（案）（上下水道編）」へ修正   |
| Ⅱ 水道施設委託<br>業務編<br>第1章 業務委託 | 第8条 設計業務の成果 (3)      | ・「熊本市上下水道局電子納品運用ガイドライン（案）」→「熊本市上下水道局電子納品運用ガイドライン（案）（上下水道編）」  |

○改定箇所一覧

《第1編 共通編》

第1章 総則

第1103条 受託者・委託者の責務

第1108条 照査技術者及び照査の実施

第1111条 打合せ等

第1138条 保険加入の義務

(参考) 主要技術基準及び参考図書